

景観事前協議の実績等について

・文京区景観づくり条例による事前協議制度の実績

1 件数

(平成29年度実績：平成30年3月31日現在)

協議件数 (件)	協議終了件数 (件)	行為の種類別内訳					
		建築物 (長期優良 住宅以外) (件)	長期優良 住宅 (件)	工作物 (件)	広告物 (件)	開発行為 (件)	道路公園 (件)
198	174 (87.9%)	86 (43.4%)	62 (31.3%)	4 (2.0%)	46 (23.2%)	3 (1.5%)	4 (2.0%)

※ 一つの協議案件において、行為の種類が複数適用となるものがあるため、行為の種類別内訳の合計は協議件数と一致しない。

(参考)

【年度別景観事前協議件数】

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
182件	172件	190件	219件	198件

※ 25年度は、182件のうち106件は旧条例による協議、76件は新条例による協議

※ 25年度以降は、国等による通知を含む

2 景観形成基準の内訳

協議件数 (広告物、道路公園を除く) (件)	一般基準が適用される 物件の件数 (件)	景観特性基準が適用される 物件の件数 (件)	地区限定基準が適用される 物件の件数 (件)
155	155 (100.0%)	97 (62.6%)	26 (16.8%)

※ 景観形成基準は建築物、工作物、開発行為が対象であるため、広告物、道路公園は除いている。

(景観特性基準、地区限定基準の内訳)

景観特性基準								地区限定基準		
坂道基準 (件)	歴史・文化的な建造物等基準 (件)	低層住宅地基準 (件)	寺町基準 (件)	下町風情あるまち基準 (件)	幹線道路等基準 (件)	拠点基準 (件)	緑のまとまり基準 (件)	神田川景観基本軸基準 (件)	文化財庭園等景観形成特別地区基準 (件)	根津景観形成重点地区基準 (件)
14	24	28	3	4	32	4	36	8	13	5

※ 基準が適用される敷地条件は次のとおり

- 坂道基準…坂道の沿道及び突き当たり
- 歴史・文化的な建造物等基準…文化財等から 50m の範囲
- 低層住宅地基準…第 1 種低層住居専用地域
- 寺町…白山・向丘・本駒込・千駄木の一部
- 下町風情あるまち基準…根津、千駄木の一部
- 根津景観形成重点地区…根津一丁目 1 番、根津二丁目の一部
- 幹線道路等基準…幹線道路等の沿道
- 拠点基準…文京シビックセンター周辺、茗荷谷駅周辺など
- 緑のまとまり基準…緑のまとまりから 50m の範囲
- 神田川景観基本軸基準…神田川の河川区域から 30m 又は 60m の区域
- 文化財庭園等景観形成特別地区基準…小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、小石川植物園から概ね 100m~300m の区域

※ 一つの協議物件に複数の景観特性基準又は地区限定基準が適用される場合があるため、景観特性基準又は地区限定基準の合計は、景観特性基準又は地区限定基準が適用される物件の件数と一致しない。

3 指導事項別内訳 (協議終了案件)

協議件数 (件)	指導した 物件の数 (件)	指導事項の内訳						
		配置 配置	形態・意匠・色彩 外壁の色彩 (件)	外壁その他 (デザイン、付帯設備等) (件)	公開空地・外構等 駐車場 駐輪場 床仕上げ (件)	緑 (件)	外構その他 (屏、設備機器、角地等) (件)	その他 広告物 道路 公園 など (件)
198	100 (50.5%)	4 (4.0%)	16 (16.0%)	12 (12.0%)	19 (19.0%)	54 (54.0%)	19 (19.0%)	25 (25.0%)

※ 指導事項の内容は次のとおり

- 配置
 - 道路側に空地を設ける、敷地内にある歴史的な資源を生かすなど
- 外壁の色彩
 - 外壁の色彩の彩度を景観計画に定める色彩基準に適合する、色数を抑える、極端に真黒（又は真白）な色づかいを避ける など
- 外壁その他
 - 装飾的な外壁や多色の意匠を避ける、屋上設備の目隠しを設ける など
- 駐車場 駐輪場 床仕上げ
 - 駐車場（又は駐輪場）が道路から直接見えない位置に配置する、無表情な床仕上げをタイルやインターロッキングなどによりデザインを工夫する など
- 緑
 - 道路に接する部分（道行く人から見える位置）に緑を配置する など
- 外構その他
 - 屏のデザインを工夫して圧迫感を軽減させる、室外機等の設備機器の目隠し、角地に緑を配置して良好な景観に貢献する など
- 広告物 道路 公園 など
 - 文京区屋外広告物景観ガイドラインに沿って広告物の色やデザインを工夫する、道路の舗装の色彩に高彩度のものは避ける など

※ 一つの協議物件に複数の指導事項が重なる場合があるため、指導事項の内訳の合計は、指導した物件の件数と一致しない。